

北山村若者定住促進に関する条例

平成元年九月二十七日

条例第二十号

(目的)

第一条 この条例は、地域を活性化し、村発展のために若者の生活安定向上をはかり、若者の村内における定住を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例で若者とは、生活の本拠を本村に定める満四十五歳までの者をいう。

(施策の基本事項)

第三条 村長は前条の方針に従つて、予算の範囲内で次の施策を行なう。

- 一 若者が事業を実施するために融資を受けた制度資金に対する利子補給
- 二 若者が協業組織で事業を実施する場合における財政援助
- 三 若者が住宅建築に要する資金の融資を受けた場合における利子補給
- 四 若者の定住を促進するために必要な事業

(審査委員会)

第四条 第三条に係る補助金及び財政援助に関する事業運営の円滑を図るため、北山村若者定住促進事業審査委員会を設ける。

2 審査委員会の委員の任期は、二年とする。

(若者の責務)

第五条 若者は、この条例の主旨を体し、自らも村発展のため努力しなければならない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。